

令和3年4月20日

庁 議 資 料

狛江市新型コロナワクチン住民接種実施計画

(令和3年4月19日 第1版)

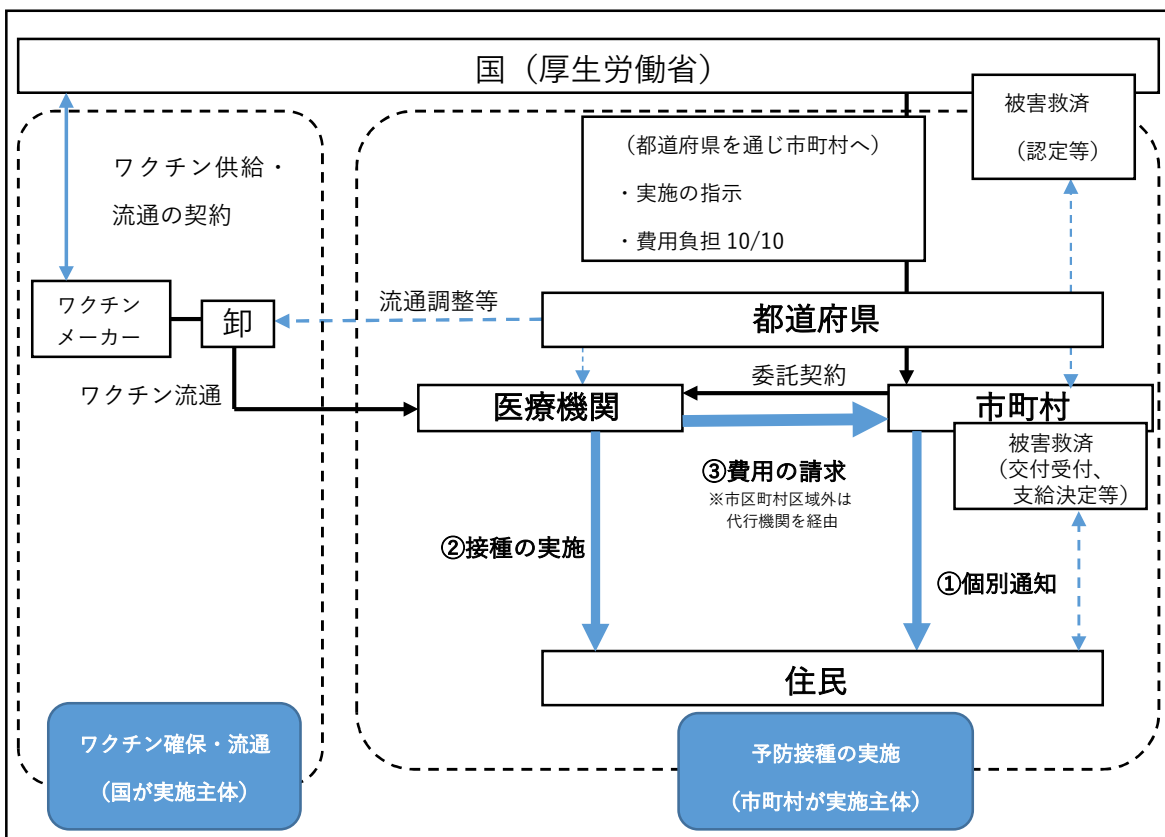
狛江市

目次

I はじめに	1
II 臨時接種の概要（法的位置づけ）	2
III 接種体制の構築	3
1 市における基本的な考え方	3
2 実施に係る市の事務	4
3 実施期間	4
4 接種対象者の範囲	5
5 接種順位	6
6 接種方法と対象者数	7
7 目標接種率	7
8 接種クーポン券の発送	7
9 接種費用	10
10 予約	10
11 相談体制	11
12 対象者への周知	11
13 接種クーポン券の再発行	11
14 接種体制	12
15 接種会場における運営	12
16 ワクチンの供給	13
17 接種記録	14
18 費用請求支払	15
19 接種に向けた特段の支援	16
IV 実施期における体制	17
1 集団接種（特設会場）	17
2 高齢者施設等巡回による集団接種（サテライト型）	22
3 個別接種（訪問接種）	23
4 個別接種（地域医療機関での接種）	23
【参考】 ワクチン各論	24
資料	26

1 はじめに

- 新型コロナウイルス感染症については、その発生以来、多くの患者が生じ、健康を損なうとともに、医療体制に大きな負荷を及ぼしている他、市民全体が感染防止対策の徹底を求められる等、市民生活に大きな影響を与えている。
- 新型コロナウイルス感染症に対処するため、予防接種の実施体制を整備し、予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、国の指示のもと、都道府県の協力により市区町村において予防接種を実施することとなっている。
- 本計画は、新型コロナワクチンの供給が可能となり、実用化された際に、狛江市（以下「市」という）において迅速かつ安全に接種を実施体制を構築することを目的とする。
- 接種に係る詳細な事項について、今般の新型コロナワクチンは、現時点でその特性や効果が確立しておらず、開発や生産に関して不確定な要素もあることから、今後の検討状況により、国が発出する手引きの改訂が行われる場合もあり、本計画の内容についても必要な変更を行うこととする。また、緊急を要する変更が生じた際は、国が発出する通知等に従うこととする。



【図1 事業概要】

II 臨時接種の概要（法的位置づけ）

予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（第26条及び第27条を除く）が適用されることとなる。

【表1 臨時接種に係る法的位置づけ等】

項目	臨時接種	定期接種
根拠	予防接種法 第6条第1項	予防接種法 第5条第1項
実施主体	市町村	市町村
対象者	厚生労働大臣が決定	政令で決定
接種の努力義務	勧奨○ 努力義務○	A類：勧奨○ 努力義務○ B類：勧奨× 努力義務× ※1
接種費用の自己負担額	なし	実費徴収可
費用負担割合	国 10割	市町村 A類：地方交付税 9割 B類：地方交付税 3割
救済	表2のとおり	A類：高水準 B類：医薬品と同水準

※1 A類疾病：インフルエンザ菌b型（Hib）感染症、小児の肺炎球菌感染症、B型肝炎、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、結核（BCG）、麻疹、風疹、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症、ロタウイルス

B類疾病：インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症

【表2】 給付額（令和3年4月現在）

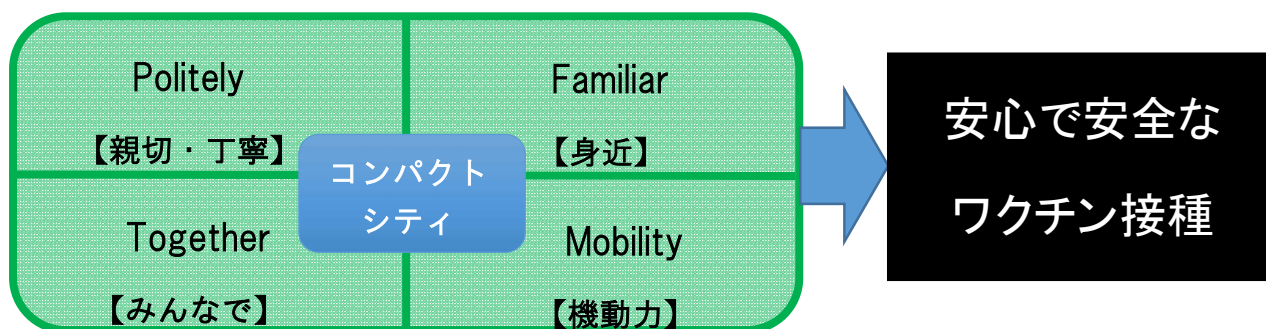
	臨時接種及び A類疾病の定期接種	B類疾病の定期接種
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	A類疾病の額に準ずる
医療手当	通院3日未満（月額）35,000円 通院3日以上（月額）37,000円 入院8日未満（月額）35,000円 入院8日以上（月額）37,000円 同一月入通院（月額）37,000円	A類疾病の額に準ずる
障害児養育年金	1級（年額）1,581,600円 2級（年額）1,266,000円	
障害年金	1級（年額）5,056,800円 2級（年額）4,045,200円 3級（年額）3,034,800円	1級（年額）2,809,200円 2級（年額）2,247,600円
死亡した場合の補償	死亡一時金 44,200,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,372,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額）2,457,600円 （10年を限度）
葬祭料	212,000円	A類疾病の額に準ずる
介護加算	1級（年額）844,300円 2級（年額）562,900円	

III 接種体制の構築

1. 市における基本的な考え方

市域がコンパクトであるという強みを活かし狛江市医師会等と連携し、市民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な実施体制を整える。

コンセプト「コンパクトなまちならではの強みを活かした安心で安全なワクチン接種」



Politely：親切・丁寧な対応と情報の提供で、市民の皆さまの安心感につなげます。

Familiar：身近な集団接種会場を設置、訪問接種・個別接種を実施します。

Together：市・地域医療機関・事業者等が一体となって取り組みます。

Mobility：コンパクトな市域を活かした機動的な接種を実施します。

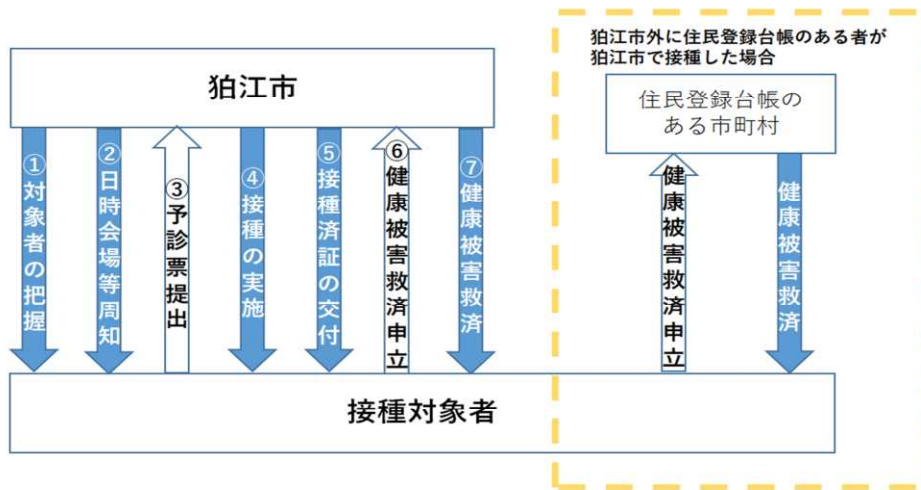
- コールセンター等を活用してどなたにも対応できる、人にやさしい接種体制を構築します。
- 市ホームページ・広報こまえ・SNSを活用して、正確な情報をできるだけ早急かつ丁寧に提供します。
- 市の南北1箇所ずつに設置する集団接種会場を中心に、ワクチンの供給状況に応じて個別接種と訪問接種を実施します。
- 接種を希望する市民の皆さまが安心して安全に接種できるよう、関係者が密に情報共有を図り、連携して円滑な体制づくりに努めます。
- 希望者接種率100%を目指す取組として、接種トラック等を活用し、小田急線狛江駅・和泉多摩川駅周辺等で、通勤等の帰り等に気軽に接種できる体制をつくります。

【図2 市における基本的な考え方】

2. 実施に係る市の事務

ワクチン接種の実施において、市は【図3】の事務を所管する。

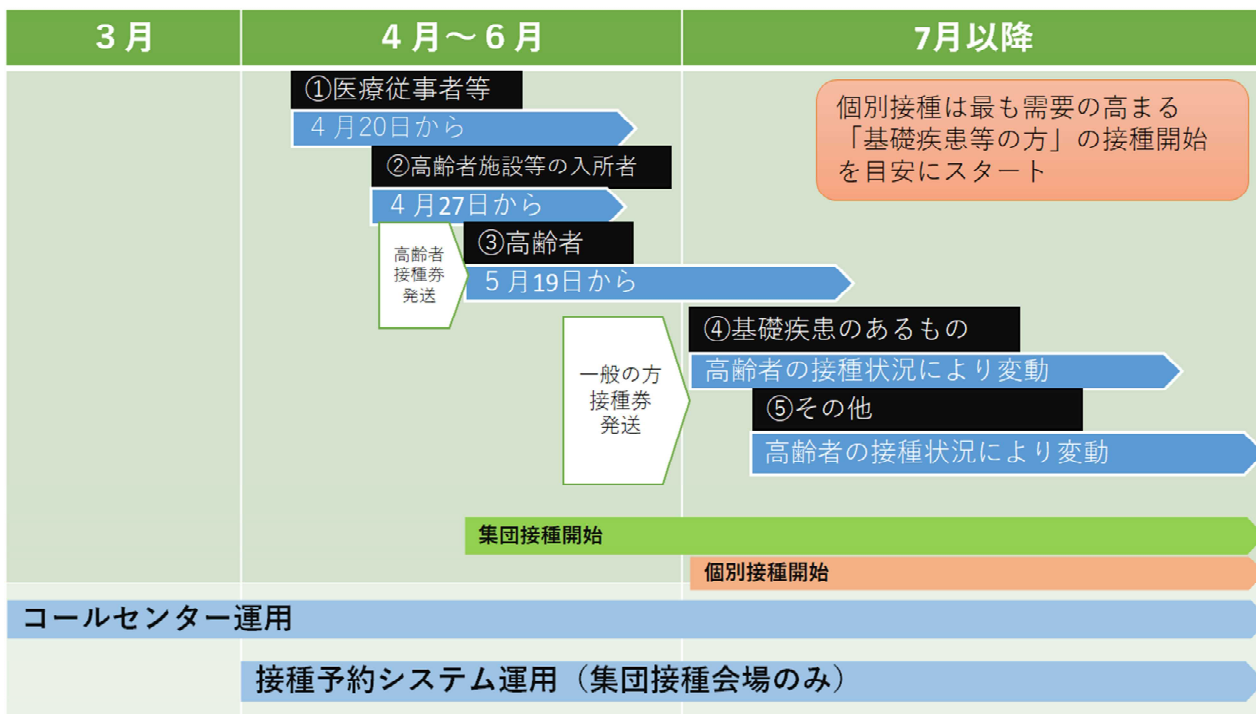
ただし、健康被害救済に係る事務は、接種した市区町村に関わらず、住民基本台帳の登録のある市区町村において対応する。



【図3 ワクチン接種の実施手順】

3. 実施期間

令和3年2月17日から令和4年2月28日まで



【図4 接種スケジュール】

4. 接種対象者の範囲

市に居住する16歳以上の者（令和3年度中に16歳に達する者。以下同じ）に対して、本予防接種を実施する。

なお、戸籍及び住民票に記載のない16歳以上の者のうち、市内に居住していることが明らかな者及びこれに準ずる者についても対象者に含まれる。

また、新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

【接種対象者の算出方法（概数）】

- ・医療従事者等（都道府県で把握…総人口の3%）
- ・高齢者数（住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の合計）
- ・基礎疾患を有する者（総人口の6.3% 20 - 64歳の場合）
 〃 （総人口の4.9% 20 - 59歳の場合）
- ・高齢者施設等従事者（総人口の1.5%）
- ・60歳から64歳の者（住民基本台帳年齢階級別人口の60～64歳以上の合計）
- ・上記以外の者（16歳以上）

5. 接種順位

重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種を実施することとする。その後、それ以外の者に対し、ワクチンの供給量等を踏まえ順次接種を実施することとする。特性と把握方法については以下のとおり。

【表3 対象者の特性に応じた留意事項】

	区分	詳細
1	医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる救急隊員等及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む。）
2	高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する者 ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。
3	基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の者で、通院／入院している者 <ul style="list-style-type: none"> ・慢性の呼吸器の病気・慢性の心臓病（高血圧を含む。） ・慢性の腎臓病・慢性の肝臓病（肝硬変等） ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 ・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） ・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。） ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） ・染色体異常 ・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態） ・睡眠時無呼吸症候群 ・重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（愛の手帳・療育手帳を所持している場合） 2. 基準（BMI30以上）を満たす肥満の者
4	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設等（介護保険施設、居住系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等）において、利用者に直接接する職員
5	60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う。
6	上記以外の者（16歳以上）	ワクチンの供給量等を踏まえ、順次接種 ※ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を、細分化する可能性がある。

6. 接種方法と対象者数

市の接種対象者別の接種方法に関する基本的な考え方は以下のとおり。

【表4 接種対象者基本的な考え方】

(令和3年1月1日時点)

区分	接種対象者	接種方法	把握方法	人数	
1	医療従事者等	基本型接種施設	都道府県が名簿を作成	2,498人	
2	高齢者 (65歳以上の者)	原則として居住地での集団接種	住民基本台帳	19,986人	
3	基礎疾患を有する者	集団接種もしくは かかりつけ医での個別接種	医療機関・本人の申告	5,243人	
	基礎疾患を有する者のうち	①入院・入所している者	当該施設における接種		医療機関・本人の申告
		②在宅医療受療中の者	移動が可能な場合は集団接種 移動が困難な場合は訪問接種		往診医療機関や本人の申告
4	高齢者施設等の従事者	原則として各施設における集団接種	市内施設に対象者数を調査	1,249人	
5	60歳から64歳の者	集団接種	住民基本台帳	4,375人	
6	上記以外の者	集団接種	住民基本台帳	39,411人 (16歳以上)	
	その他	通所サービス利用者	移動が可能な場合は集団接種 移動が困難な場合は訪問接種		通所者の名簿や本人の申告
		障がい者	障がいの程度（移動可能かどうか等）や福祉サービスの利用状況に応じ検討（集団接種又は訪問接種）		本人の申告

7. 目標接種率

市の総人口 83,236 人（令和3年1月1日現在）のうち 16 歳未満の約 10,400 人と事前接種の対象となる医療従事者等（全体の 3%）約 2,500 人を除いた約 70,000 人を接種対象者と想定し、目標接種率を 60%、約 42,000 人、延べ約 84,000 回の接種とする。また、接種を希望する対象市民 100%の早期接種を目標とする。

8. 接種クーポン券の発送

市における接種クーポン券については、住民基本台帳に記載されている者のうち、データ抽出の基準日から発送を行うまでの間に、住民基本台帳から削除された者を可能な範囲で抜き取り処理を行った上

で発送する。また、各発送区分のデータ抽出の基準日から発送期間の末日までの間に転入等の事由により、住民基本台帳に新たに記載された者であって、当該区分に該当する者のうち、接種券等を送付していない者については、追って接種券等を発送する。

【表5 発送区分ごとの発送時期】

発送区分		発送時期	データ抽出の基準日
1	特別養護老人ホーム入所者・従事者	各施設の希望者数が判明次第、直接届ける (令和3年4月～5月)	令和3年1月1日
2	高齢者(75歳以上)	令和3年5月6日	令和3年1月1日
3	高齢者(65歳～74歳)	令和3年5月下旬～6月	令和3年1月1日
4	それ以外の者 ※60歳～64歳、50～59歳、40～49歳、30～39歳、20～29歳の区分で印刷しておく。20歳未満の区分については追って示される。	令和3年6月以降	令和3年4月1日

(1)65歳以上の対象者への送付物 資料1～5

- ①接種クーポン券
- ②案内通知「新型コロナワクチン接種のお知らせ」
- ③ファイザー社製ワクチン対応の予診票
- ④予診票記入例
- ⑤ファイザー社製ワクチンの説明書

(2)64歳以下の対象者への送付物

上記発送物に加え、国の情報に基づき、送付時期に応じて作成する。

(3)市内高齢者施設等の従事者に係る接種券付き予診票等の作成

一定の要件を満たす市内高齢者施設等の従事者であって、接種を希望する者に対し、市が「接種券付き予診票」を1人につき2枚発行する。併せて、従事者であることの「証明書」を高齢者施設等が発行する。

(4)住民票所在地以外での接種

新型コロナワクチン接種者については、原則、住民票所在地で接種を行うこととしているが、やむを得ない理由がある場合は住民票所在地以外での接種が認められる。

住民票所在地以外で接種を受ける者(以下、「住所地外接種者」という。)は、原則、接種を行う医療機関等が所在する市区町村に事前に届出を行うこととするが、一部の対象者については、接種を受ける際

に医師に申告を行うこと等により、申請を省略することができる。

【表6 住所地外接種者（当該対象者は、接種を受ける時点において、現にその状態にある者に限る。）】

事前の届出が必要な者	届出を省略することができる者
出産のために里帰りしている妊産婦	入院・入所者
単身赴任者	基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
遠隔地へ下宿している学生	災害による被害にあった者
ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者	拘留又は留置されている者、受刑者
その他市区町村長がやむを得ない事情があると認める者	住所地外接種者であって、市区町村に対して申請を行うことが困難である者

①事前申請の方法

住所地外接種者は、原則接種を行う市区町村に事前に郵送申請、窓口申請、「コロナワクチンナビ」によるWEB申請のいずれかの方法で届出を行うこととする。

狛江市では、市内に居住しているが、住民票を他の市区町村に置いている者について対応する。

ア.郵送申請

住所地外接種者は、「住所地外接種届け」（資料6）を記載し、接種クーポン券の写し（コピー可）及び返信用封筒を添付して郵送する。市は、「住所地外接種届け」を郵送により受理した場合、記載内容の確認後、「住所地外接種届出済証」（資料7）を郵送により交付する。

イ.窓口申請

住所地外接種者は、接種を受ける医療機関所在地の市区町村の窓口に「住所地外接種届け」及び「接種クーポン券（又は接種クーポン券の写し）」を提出する。市は、内容を確認後、住所地外接種届出済証を申請者に交付する。申請時に、接種券（原本）が提出された場合は、写しをとり、接種クーポン券を本人に返却する。

ウ. 「コロナワクチンナビ」によるWEB申請

住所地外接種者は、厚労省が設ける「コロナワクチンナビ」サイト上で、接種を希望する医療機関等の所在地の市区町村に対し住所地外接種届けを提出する。申請内容に基づき、住所地外接種届出済証を「コロナワクチンナビ」によるWEBサイト上で交付する。

②申請受付期間

住所地外接種者が接種を受けることができる期間とする。

③医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に係る予防接種

接種順位の上位となる医療従事者等及び接種順位の特例となる高齢者施設等の従事者に係る予防接種

は、各医療機関や当該高齢者施設等において接種を行い、接種クーポン券が自治体から発行されていない段階から接種を行うことから、「接種券付き予診票」を用いて接種を行う場合は、市への住所地外接種届けは要しない。

9. 接種費用

新型コロナワクチン接種は新型インフルエンザ等対策特別措置法第 46 条の規定に基づき、接種費用の自己負担はなく、国の全額負担となる。

10. 予約

(1) 予約方法

LINE による予約と、コールセンターによる予約を連携させて管理を行う。受付の際には、密の回避やワクチンの無駄ない利用等のため、時間帯ごとの予約枠の中で各会場の人数を調整する。

<LINE での予約>

以下のいずれかの方法で、市公式アカウントを友だちに追加する。

- ・スマートフォン等で LINE アプリを起動し、メニュー「ホーム」の「友だち追加」画面で「狛江市」と入力して検索する、
- ・登録用二次元コードを読み取る。

<電話での予約>

狛江市新型コロナ感染症コールセンターに直接電話をして予約する。

(ナビダイヤル) 0570-001-386

(直通) 03-5539-0223

(2) 予約開始日

令和 3 年 5 月 12 日 (水) 午前 9 時 00 分から

11. 相談体制

市民や医療機関からの相談については、市区町村・都道府県・厚生労働省・ワクチンメーカー等が、それぞれの役割に応じて対応することとなっている。

【表7 各相談先と対応】

相談先	電話番号	対応内容
厚生労働省コールセンター	0120-761-770	新型コロナワクチン施策の在り方等に関する意見・問い合わせの対応
東京都新型コロナワクチン副反応コールセンター	03-6258-5802	ワクチン接種後の副反応等、専門的な相談への問い合わせ対応
ワクチンメーカー（ファイザー社）	0120-146-744	医療機関、自治体からの各ワクチンに係る個別具体的な問い合わせの対応
市窓口 又は 狛江市新型コロナウイルス感染症コールセンター	0570-001-386	住民、医療機関からの問い合わせ対応（どこで接種できるか・接種クーポン券を紛失した等） 開設時間は9時～21時（土日祝日含む毎日）

12. 対象者への周知

予防接種法施行令第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師等を周知する。また、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努める。

また、ワクチンの供給状況によっては接種できるまで時間がかかることや、個人の感染予防に努めることの重要性を伝える。また、住民基本台帳に登録がなくても接種できる対象にも、十分な周知を行う。

集団接種の具体的内容についてはホームページや広報こまえ、市内施設等、駅、コンビニエンスストア等も活用して丁寧な周知を進める。

13. 接種クーポン券の再発行

(1) 接種クーポン券の再発行が必要なケース

- ・接種クーポン券を紛失、滅失、破損した場合
- ・接種クーポン券の発送後に住民票所在地が変更となった場合
- ・接種クーポン券が届かない場合
- ・住民票及び戸籍に記載がない場合
- ・その他接種クーポン券の再発行が必要であると市区町村長が認める場合

(2) 申請方法

① 郵送申請

再発行を希望する者は「接種券再発行申請書」（資料8）を記載し、返信用封筒（あれば破損した等の

接種券)を同封して郵送する。市は、「接種券再発行申請書」を郵送により受理した場合、記載内容の確認後、接種クーポン券を郵送により交付する。

②窓口申請

窓口「接種券再発行申請書」(あれば破損した等の接種クーポン券)を提出する。市は内容を確認し問題がなければ接種クーポン券を申請者に交付する。

③電話による申請

コールセンターに電話で接種クーポン券の再発行を依頼する。市は電話で聞き取った内容を確認し、問題がなければ本人に対して接種クーポン券を郵送(郵送料は市負担)により交付する。

※接種券の郵送は、原則住民票所在地に対して発送することとするが、市区町村に所在を確認できた場合や、本人宛て郵便物等により本人の所在が確認できる場合には、住民票所在地以外に送付することも差し支えない。

④「コロナワクチンナビ」によるWEB申請

「コロナワクチンナビ」サイト上で再発行を申請することができる。申請内容に基づき、接種クーポン券の再発行を行う。

14. 接種体制

接種対象者及び接種期間、ワクチン供給量等に応じ、接種形態を組み合わせ、可能な限り多くの市民が速やかに接種できるようにする。接種形態としては、次の4パターンを想定している。

【表8 実施方法】

形態	概要	接種場所
市が設置する特設会場で行う集団接種	接種会場に接種対象者を参集させて実施。医師、薬剤師、看護師、事務員、市職員でチームを編成して接種する。	市の所有する体育館等
巡回による集団接種(サテライト型)	福祉施設等において、入所者等に施設担当医が接種する。	高齢者施設等
個別訪問接種	在宅療養者で移動が困難な者を対象に、訪問にて主治医等が接種する。	対象者の自宅
個別接種	かかりつけ医が接種する。	診療所等で実施

15. 接種会場における運営

(1)必要な体制

接種実施医療機関を含め、接種実施会場には、次のような体制をとることが求められる。

- ・新型コロナワクチンが冷蔵保管できる
- ・時間ごとの予約枠の設定、被接種者の動線の検討、定期的な換気等により、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策(3密対策等)が講じられること

(2) 集団接種

接種会場は以下のとおり。※状況により移動会場としてトラック等を活用する。

【表9 市が設置する集団接種会場】

会場	住所
上和泉地域センター体育館	和泉本町4-7-51
岩戸児童センター遊戯室	岩戸南3-15-1

(3) 高齢者施設等巡回による集団接種(サテライト型)

平時の健康診断や他の予防接種の体制等を参考に、医務室等を利用し、嘱託医や契約医療機関等と連携して接種体制を構築する。

(4) 個別訪問接種

在宅医療を受けている者で移動が困難な者は主治医又は市が市医師会と調整し決定した接種医による訪問接種を受けることとする。また、市が把握している難病等で人工呼吸器を使用している者についても、訪問接種を実施する。

(5) 個別接種

基礎疾患を有する者を対象に、かかりつけ医による個別接種を実施する。

16. ワクチンの供給

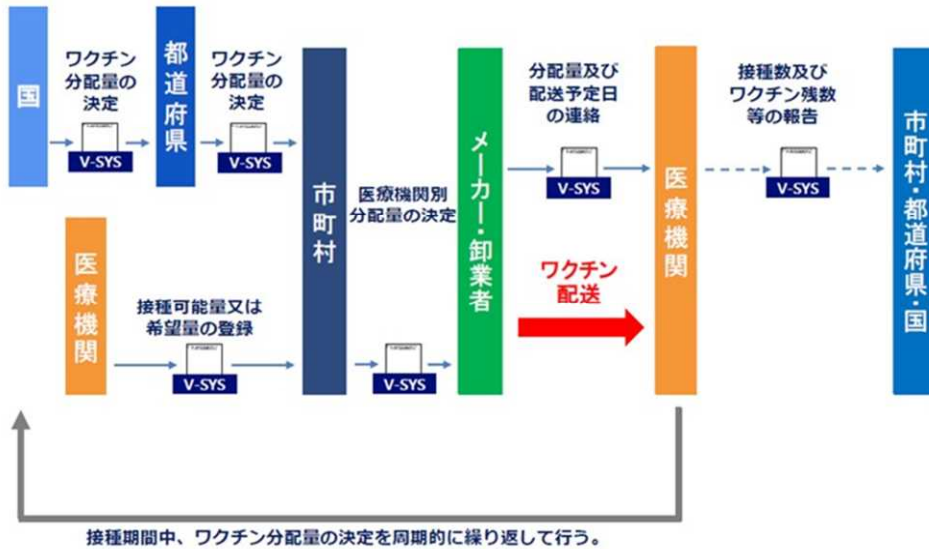
(1) ワクチンの分配・流通経路

ワクチンの供給に当たっては、国が製造販売業者から一括購入し、ワクチン接種円滑化システム（以下、「V-SYS」という。）を用いて配分調整される。供給を担当する製造販売業者や卸業者により事前に市が指定した場所に納品される。

市は V-SYS を用いて、周期的に割り当てられたワクチン量を確認し、接種会場へ分配する。また、集団接種実施時には接種会場情報の登録、予約状況の更新、接種実績の報告等もあわせて行う。

当面、確保できるワクチンの量に限りがあることから、ワクチンの取扱いには十分に留意するとともに、1バイアルあたりの接種人数の倍数になるように予約枠を設ける等、ワクチンロスが極力少なくなるように努める。

- ワクチンの分配・流通については、周期的に（月2～3回を想定）、地域ごとのワクチン分配量の決定を行い、委託先医療機関・接種会場等に分配する。
- 情報のやりとりは、各機関がV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）へ入力することにより、自動的に次の機関に伝達される。



【図5 ワクチンの分配・流通経路】

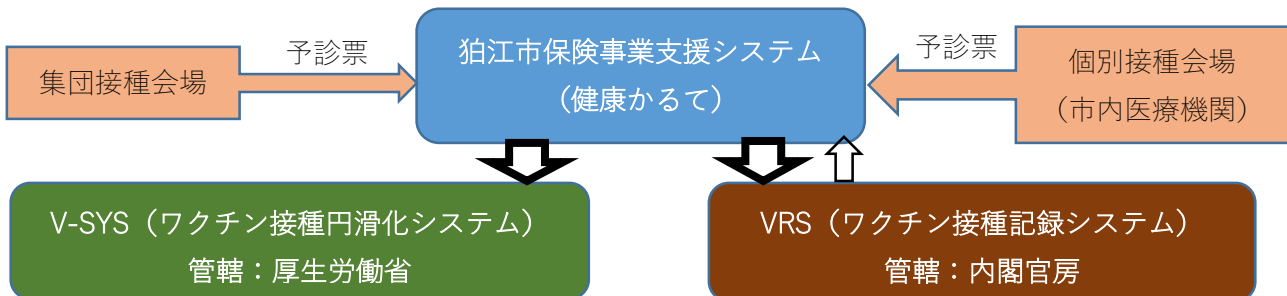
(2)ワクチンの移送

ワクチンは当面はファイザー社製を使用することとなり、超低温の保管を要することから保管が可能な施設に限られる。そのため、ディープフリーザー（以下「DF」という）を設置する基本型接種施設でワクチンを保管し、基本型接種施設から接種会場等に配送する。

17. 接種記録

市は、接種券等の発券・送付後の状況を管理するとともに、接種の記録を予防接種法施行令第6条の2に基づき5年間管理・保存する。

なお、ワクチンによっては、複数回の接種が必要となること、2回目の接種については同一種類のワクチンを接種しなければならないことから、接種記録を速やかに電子化し、管理する体制を国が提供するシステム（VRS:Vaccination Record System※3）と連携して構築する。



【図6 接種記録を電子化するまでの基本的な流れ】

※3 接種記録システム（VRS）：国（内閣官房）が新しく作成した新型コロナワクチンの接種情報を記録・分析するためのシステムで、接種後、接種クーポン券についているOCRラインを国が配付する専用のタブレット端末で読み込むことで、即時にシステムに接種情報を送信できる。

18. 費用請求支払

コロナワクチンの接種に係る費用については、原則住民票所在地の医療機関等で接種を行うことから、接種医療機関等が直接市区町村へ請求するものとする。市と接種実施医療機関等とは、東京都に契約の締結に関する委任を行い、集合契約の形で契約を行うこととする。

一方、やむを得ない事情により、住民票所在地以外の医療機関等で接種を行った分の請求支払について、各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び国民健康保険中央会を代行機関とする。市と国保連との間の契約については、東京都に本契約に係る権限を委任する。

19. 接種に向けた特段の支援

接種を希望する者の誰もが、安心して接種できるよう以下の支援を行う。

【表 10 支援内容】

対象者	支援内容
移動困難者	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー運賃助成（以下の条件のいずれかに該当する者） ※要介護認定を受けて、介護保険証被保険者証の交付を受けている者 ※身体障害者手帳1・2級の者（上肢又は聴覚のみによる障がいを除く。） ※愛の手帳1・2度の者 ・ 駐車場の配置（上和泉地域センター会場のみ。5台） ・ 車いすの配置（各2台） ・ 段差解消 ・ 訪問接種（自宅から出られない方のみ。調整中）
視覚障がいのある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種クーポン券に点字シールで重要書類であることを案内 ・ 拡大文字による案内文を作成し、接種クーポン券に同封 ・ 活字文書読み上げ装置（SPコード）の活用 ・ 場内放送、音声案内 ・ 必要な方に来場時にスタッフによる付き添い ・ 段差解消
聴覚障がいのある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ メール（専用フォーム）、FAXによる予約 ・ コミュニケーションボードの設置 ・ 記号、イラスト等による案内 ・ 耳マークの設置 ・ 遠隔手話通訳の活用（調整中）
精神・知的・発達障がいのある者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者専用接種枠の設定 ・ 記号、イラスト等による案内
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語版予診票、説明書（厚生労働省） ・ ポケット型通訳機を利用した通訳案内 ・ 市ホームページの外国語翻訳対応 ・ コミュニケーションボードの設置

IV 実施期における体制

1. 集団接種（特設会場）

(1) 接種会場

令和3年5月19日から上和泉地域センター体育室と岩戸児童センター遊戯室の2会場で下表のスケジュールに従い順次開始する。また、基礎疾患を有する者への接種開始時期を目安に、駅周辺での集団接種会場を設置する。

ワクチンの供給状況や予約状況、接種の進捗状況等を鑑みながら、その後の実施、会場の開設期間等について検討する。

【表 11 全体スケジュール】

会場	実施日・カテゴリー	実施時間	実施可能人数	1週間合計実施可能人数
上和泉地域センター体育室	週4日： 水（午前・午後） 木（午前・午後） 土（午前・午後） 日（午前・午後）	午前：3時間 （9時00分～12時00分） 午後：3時間 （13時30分～16時30分）	1日当たり 約500人	約2,000人
岩戸児童センター遊戯室	週3日： 金（夜間） 土（午前・午後・夜間） 日（午前・午後）	午前：3時間 （9時00分～12時00分） 午後：3時間 （13時30分～16時30分） 夜間：3時間 （17時00分～20時00分）	金：約190人 土：約570人 日：約380人	約1,140人

※高齢者接種の人数は、1人あたりに時間を要するため、想定する実施人数より下方に見込む。

【表 12 接種当日の流れ】

流れ		詳細
1	案内	モニターを活用し、ワクチンや接種の流れについての案内
2	相談コーナー	薬剤師によるワクチン説明
3	受付	予約状況の確認・接種クーポン券と身分証明書による本人確認
4	予診票確認	看護師による記載内容の確認
5	予診	医師による予診
6	接種	看護師等によるワクチン接種
7	接種済証発行・次回予約	接種したワクチン情報シールを接種クーポン券に添付、接種日・会場を押印
		次回予約の受付をご案内
8	経過観察	副反応等を観察するため15～30分程度待機
9	（事後処理）接種記録	VRSによる接種記録

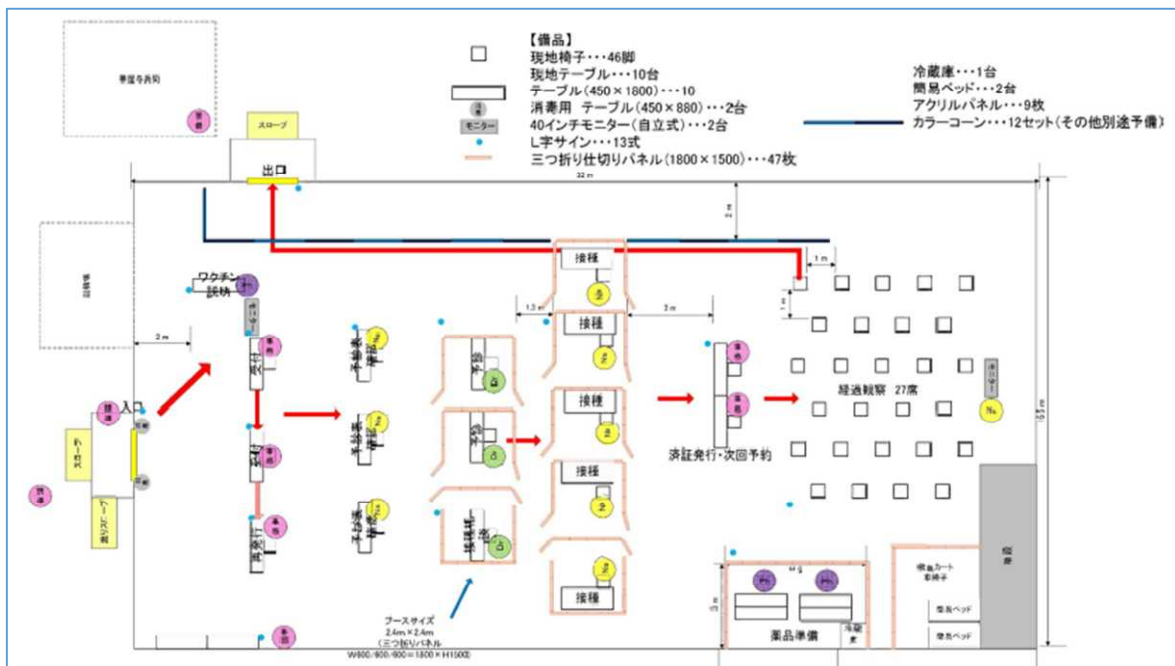
(2)人員配置及び会場レイアウト

①人員配置

【表 13 各会場の人員配置数（予定）】

接種会場	市職員	事務（委託）	看護師		医師	合計
			薬剤師	看護師		
上和泉地域センター	2名	8名	3名	9名	3名	25名
岩戸児童センター	2名	7名	3名	7名	3名	22名

②接種会場レイアウト（基本型）



【図7 会場レイアウト】

※上記は上和泉地域センターの内容であり、実施手順もそれに沿ったものとなっている。

※接種開始後、実態に応じてレイアウトを変更する場合がある。

③必要物品の準備

接種会場における必要物品については、予約状況等を勘案しながら計画的に準備する。なお、ワクチン及び接種するための注射針・注射筒（シリンジ）は、国から供給される。

接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品等が必要となるため、薬剤購入等に関しては市医師会等と協議の上、準備を行う。

④実施手順

【表 14 実施手順】

<p>1. 受付前調整 1-1 受付調整・事前説明 (事務職) 2名</p>	<p>事務1 ・人数調整し受付案内：受付待ち人数を確認し、調整しながら人を入れていく。 事務2 ・予診票・接種券を出しておくよう声かけ ・予診票忘れの人には新しい用紙を渡し、記入台で記入してもらう ・動画鑑賞「ワクチンの効果と副作用、予防接種の流れ」 (→ワクチンについての相談がある人は薬剤師相談ブースに誘導 1-2 へ) ・診察や接種を受けやすい服装の準備について説明する。</p>
<p>1-2 接種相談(薬剤師) 1名</p>	<p>・ワクチンに関する相談対応</p>
<p>2. 受付 2-1 予約確認受付 (事務職) 1名 検温(事務職) 1名</p>	<p>事務1：予約日・時間の確認 ※予約なし・日にち間違い→接種不可。再予約を促す。 時間間違い→接種可。人数を調整し受け付ける。 事務2：非接触型体温計で検温し予診票に記入する。37.5℃以上ある人は再測定(腋窩)し、下がらなければ次回予約方法を伝え、<u>速やかにご帰宅いただく。</u></p>
<p>2-2 接種券・本人確認 (事務職) 1名</p>	<p>・本人確認を行う 接種券に記載されている情報と身分証明書(公的機関が発行したもの。顔写真の有無は不問)を確認する。 ※身分証明書の例(マイナンバーカード、運転免許証、旅券(パスポート)、健康保険の被保険者証、介護保険被保険者証、生活保護受給者証等)</p>
<p>2-3 再発行 (事務職) 1名</p>	<p>・接種券忘れ→再発行(リストに氏名・住所・電話番号を記載してもらう。) ※発行後2-1にならんでもらう。</p>
<p>3. 予診票確認(看護師) 1レーン：1名×3レーン</p>	<p>・診察前に予診票の記入漏れ、間違いがないか確認を行う。 ・当日、接種に関して質問等がある人は接種相談(★)のレーンに誘導。 [確認事項]問診項目(直前の予防接種実施日からの間隔についても確認)</p>

<p>4. 予診（医師）</p> <p>○予診医師 1レーン 1名×2レーン ★接種相談担当医師 1名</p> <p>計3レーン</p>	<p>①診察（医師）</p> <ul style="list-style-type: none"> 予診票のチェック、診察を行う。 <p>[予診票確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 名前（フルネーム）、生年月日、年齢 ・直前の予防接種実施日からの間隔 既往歴 ・接種前の検温 ・予診票の記載内容 <p>② 接種の可否判断</p> <ul style="list-style-type: none"> 問診・診察の結果、接種の可否を判断する。 接種の可否について「可能・見合わせる」のいずれかに○をつける。 医師署名欄にサイン（認印可）をする。 接種不可の場合：外回りスタッフに声をかけ、クーポン券の「予診のみ」をはがし、予診票に貼付。その場で次回予約方法等を説明し、新しい予診票をわたす。 	
<p>5. 接種（看護師）</p> <p>○接種看護師 1名×5レーン（最大）</p> <p>○介助看護師 1名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 診察を受け接種可能とされた者に、接種を行う。 <p>[接種時確認事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 名前（フルネーム）を確認する。 予診票で接種が可能であることを確認する。 ワクチンの種類、注射器に規定量のワクチンが入っているか確認する。 消毒確認後、定められた接種方法（筋肉内）により接種する。 キャップや接種後の注射器、アルコール綿は、医療廃棄物用ペールに廃棄する。 ロット番号シールを予診票、接種済証に貼付する。 	
<p>6. 予防接種済証の発行 （事務職）1～2名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 接種済証に日付・場所印をしたのち、接種済証、次回の予診票を渡す。 	
<p>7. 待機 （看護師）1名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 接種後の副反応対応のため、接種後15分～30分間観察 動画鑑賞「新型コロナワクチンを受けた後の注意点」 	
<p>外回りスタッフ 2名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1の対応、誘導・停滞しているブースの解消 忘れ物対応・迷子対応 「予診のみ」対応 具合が悪い人への対応 駐輪場の対応 	<ul style="list-style-type: none"> クーポンの「予診のみ」をはがし、予診票に貼付する。次回予約方法等を説明する。 清掃・消毒 必要時ベッド案内

⑤接種の実施

<事前準備>

ア.市は、V-SYSを用いてワクチンの希望量を登録し、入荷量を確認する。

イ.市はワクチンの供給量に応じて予約の受付を行う。

ウ.被接種者は、市コールセンター又はLINE予約システムにて1回目の接種日時を予約する。

エ.市は、予約枠数に応じてワクチンを準備し、接種前日又は当日に接種会場へ運搬する。

<接種日>

ア.接種対象者の確認

- ・当日、接種会場にて対象者の接種クーポン券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認する。
- ・また、対象者の住所を管轄する市区町村と接種実施医療機関等が所在している市区町村が異なる場合は、原則として住民票所在地の市区町村から新たに接種クーポン券の発行を受ける必要があること及び住民票所在地の接種実施医療機関等で接種を受ける必要があることを対象者に説明する。ただし、住民票所在地の接種実施医療機関等で接種を受けることができないやむを得ない事情があると市区町村長が認めた場合には、接種を行う。例外を認める具体的要件は、接種クーポン券に加え、接種医療機関が所在する市区町村が発行する「住所地外接種届出済証」を持参することとする。
- ・なお、接種回数を決定するに当たり、海外等で受けた予防接種については、医師の判断と被接種者又はその保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の臨時接種を受けたものとしてみなすことができる。

イ.副反応等に関する説明及び同意

- ・予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチンの接種対象者又はその保護者がその内容を理解しており、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。
- ・同意については、接種の実施に当たり、本人同意が難しい場合(未成年者・認知症患者・知的障害者等)は、保護者・成年後見人等の同意を得ることとする。本人又は保護者等の同意については、予診票に設けた記載欄に記入したことで確認を行う。

ウ.接種不適合者及び予防接種要注意者

- ・予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示する。
- ・また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得る。
- ・妊婦については、接種対象者から除外はされないが、長期的な副反応は不明で、胎児及び出生児への安全性も確立していないため、接種する前に必ずかかりつけ医に相談するよう促す。(予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種することとコミナティ筋注の添付文書に記載されている。)
- ・さらに、新型コロナワクチンの接種前及び接種後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔を置く。また、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わない。

エ.予防接種後副反応疑い報告書

- ・医師が予防接種法施行規則第5条に規定する症状を診断した場合は、速やかに電子報告受付サイト、FAXにより独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告する。

<接種後>

ア.接種情報の管理・保存

- ・予診票の記録をデータベースに入力し、5年間保存する（保健事業支援システム：健康かるて）。
- ・同時に接種記録システム（VRS）とデータ連携、V-SYS を用いて実績報告する。

イ.予防接種済証の交付

- ・予防接種済証を交付する。
- ・2回目接種時、健康被害救済を申請する際は、予防接種済証を示す必要があるため、予防接種済証の保存について十分に周知する。

ウ.予防接種健康被害救済制度の運用

- ・新型コロナワクチン接種を受けた者に接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査を行う。
- ・健康被害救済給付の申請を受けたときは、狛江市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和55年条例第5号）に基づき調査委員会を開催し、医学的見地から調査を行い、適正かつ円滑な処理を図る。
- ・調査の結果、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、市が救済給付を行う。
- ・救済給付に係る費用は、予防接種法附則第7条第3項の規定により、国が負担する。

※新型コロナワクチンの予防接種健康被害救済請求事務の変更について

予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシーや蕁麻疹等の即時型アレルギー反応の医療費・医療手当の請求については、専用の様式を医師が記載することで、診療録に代えることし、診療録の提出を求めない。また、請求を行う場合は、予防接種健康被害調査委員会による助言等を経ることなく、厚生労働省に進達可能とする。

エ.接種費用の支払い

- ・市民が集団接種会場及び市内医療機関で接種した場合は、市が直接支払いを行う。
- ・市民が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合は、国保連より請求を受け、支払う。ただし、別途支払い方法を定めた場合は、この限りではない。

2.高齢者施設等巡回による集団接種（サテライト型）

<事前準備>

- ・事前に巡回診療実施計画書を提出し、予防接種を実施できるための事務手続きを終了しておく。
- ・接種会場、接種後の経過観察の場、ワクチンの管理方法（ワクチンの受取方法、余ったワクチンの回収・管理方法等含む）、接種のための環境を検討、整備しておく。
- ・各施設は、施設内での接種を希望する場合、担当医と日程を調整するとともに、接種対象者数（利用者・従事者）を市に報告する。担当医が新型コロナワクチン接種を実施できない場合は、各施設において市

に連絡し、市が市医師会と調整し、可能な範囲で接種医の調整を行う。

<接種日>

- ・利用者の接種クーポン券、予診票を用意するとともに、従事者分の予診票付き接種クーポン券を市から各施設に配付し、施設で接種を実施する。

3. 個別接種（訪問接種）

<事前準備>

- ・各協力医療機関は、被接種者からの申し出等により訪問接種の日時を決定する。在宅医療の主治医が新型コロナウイルスワクチン接種を実施できない場合は、市に連絡し、市が市医師会と調整し接種医を決定する。

<接種後>

- ・訪問接種を実施したときは、市へ委託料の請求、国保連に訪問診療での保険請求を行う。

4. 個別接種（地域医療機関での接種）

①実施期間

基礎疾患を有する者の接種開始時期を目安に実施する。

②実施会場

市が指定した市内協力医療機関を個別接種会場とする。なお、複数のワクチンが並行して供給される場合、各医療機関で取り扱うワクチンは1種類とする。

個別接種の開始時期、実施医療機関等の詳細は、狛江市医師会と協議した上で決定する。

【参考】ワクチン各論

【ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）】

1. 対象者

接種を受ける日に16歳以上の者。

※「16歳以上」については、誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えるため、例えば、平成17年7月30日生まれの者は令和3年7月29日に16歳以上となり本予防接種の対象者となる（参考：令和2年2月4日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「定期の予防接種における対象者の解釈について（事務連絡）」）。

2. 予防接種要注意者

予防接種要注意者の「基礎疾患を有する者」に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、接種要注意者に該当する。なお、ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（以下、「ファイザー社製ワクチン」という。）のバイアルの栓には乾燥天然ゴム（ラテックス）は使用されていない。

3. 接種方法

(1)1.8mLの生理食塩液で希釈したファイザー社製ワクチンを18日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.3mLとすること。

(2)ファイザー社製ワクチンと他の新型コロナウイルスワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性に関するデータはないことから、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

4. 接種間隔

18日以上の間隔をおいて、標準的には20日の間隔をおいて2回接種することし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

5. 接種液の用法

冷蔵庫（2～8℃）で解凍する場合は、解凍及び希釈を5日以内に行う。室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う。解凍後は再冷凍しない。

希釈前に室温に戻し、無菌操作で希釈を行う。バイアルに生理食塩水1.8mLを加え、白色の均一な液になるまでゆっくりと転倒混和する。振り混ぜないこと。希釈後の液は、2～30℃で保存し、希釈後6時間以内に使用する。

希釈保存の際には、室内照明による曝露を最小限に抑えること。直射日光及び紫外線が当たらないようにすること。

6. 接種部位

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

7. 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなる又は失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせる等した上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。

なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策を想定する。

【新型コロナワクチン接種スケジュール】

日	月	火	水	木	金	土
4/18	4/19	4/20 ・慈恵接種1回目(～4/23)	4/21	4/22	4/23	4/24
4/25 ・医療従事者接種1回目(医師会正会員)@上和泉	4/26	4/27 ・特別養護老人ホーム接種1回目(～5/23)(市民向けスタート)	4/28	4/29	4/30	5/1 ・広報(スケジュール、予約方法など可能な限りすべて公表)
5/2	5/3	5/4	5/5	5/6 ・高齢クーポン発送 ※75歳以上を予定約12,000通	5/7	5/8
5/9	5/10	5/11 ・職員応援依頼×切	5/12 ・予約開始(電話・LINE)	5/13	5/14	5/15
5/16 ・医療従事者接種2回目(医師会正会員)@上和泉	5/17	5/18 ・特別養護老人ホーム接種2回目(～6/11)	5/19 ・高齢者接種スタート(集団接種会場)	5/20	5/21	5/22
5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29
5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5 ・集団会場職員応援開始

【ワクチン供給スケジュール】

【集団接種会場】

供給期間	全国供給量	狛江市分	上和泉地域 センター体育館	水・木・土・日曜日(全て午前・午後2区分)
4/26～4/30	1,741箱	1箱(975回分)		
5/6.7	4,000箱	6箱(5,850回分)	岩戸児童 センター遊戯室	金(夜間)・土(午前・午後・夜間)・ 日曜日(午前・午後)
5/10～5/21	16,000箱	未定		
5/24～6/4	16,000箱以上	未定	午前:9:00～12:00 午後13:30～16:30 夜間 17:00～20:00	

新型コロナワクチン集団接種会場担当部署の割り当てについて

①上和泉 ②岩戸

日	月	火	水	木	金	土
5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5 ①午前:企画財政部 ①午後:企画財政部 ②午前:子ども家庭部 ②午後:子ども家庭部 ②夜間:福祉保健部
6/6 ①午前:市民生活部 ①午後:市民生活部 ②午前:教育部 ②午後:教育部	6/7	6/8	6/9 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	6/10 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	6/11 ②夜間:福祉保健部	6/12 ①午前:総務部 ①午後:総務部 ②午前:都市建設部 ②午後:都市建設部 ②夜間:福祉保健部
6/13 ①午前:環境部 ①午後:環境部 ②午前:福祉保健部 ②午後:福祉保健部	6/14	6/15	6/16 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	6/17 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	6/18 ②夜間:福祉保健部	6/19 ①午前:市民生活部 ①午後:市民生活部 ②午前:教育部 ②午後:教育部 ②夜間:福祉保健部
6/20 ①午前:総務部 ①午後:総務部 ②午前:都市建設部 ②午後:都市建設部	6/21	6/22	6/23 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	6/24 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	6/25 ②夜間:福祉保健部	6/26 ①午前:市民生活部 ①午後:市民生活部 ②午前:子ども家庭部 ②午後:子ども家庭部 ②夜間:福祉保健部
6/27 ①午前:企画財政部 ①午後:企画財政部 ②午前:教育部 ②午後:教育部	6/28	6/29	6/30 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/1 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/2 ②夜間:福祉保健部	7/3 ①午前:総務部 ①午後:総務部 ②午前:都市建設部 ②午後:都議選準備 ②夜間:都議選準備
7/4 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部 ②終日:都議選	7/5	7/6	7/7 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/8 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/9 ②夜間:福祉保健部 ※聖火リレー	7/10 ①午前:環境部 ①午後:環境部 ②午前:都市建設部 ②午後:都市建設部 ②夜間:福祉保健部
7/11 ①午前:総務部 ①午後:総務部 ②午前:福祉保健部 ②午後:福祉保健部 ※いかだレース	7/12	7/13	7/14 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/15 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/16 ②夜間:福祉保健部	7/17 ①午前:企画財政部 ①午後:企画財政部 ②午前:子ども家庭部 ②午後:子ども家庭部 ②夜間:福祉保健部
7/18 ①午前:市民生活部 ①午後:市民生活部 ②午前:都市建設部 ②午後:都市建設部	7/19	7/20	7/21 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/22	7/23	7/24 ①午前:総務部 ①午後:総務部 ②午前:福祉保健部 ②午後:福祉保健部 ②夜間:福祉保健部
7/25 ①午前:環境部 ①午後:環境部 ②午前:教育部 ②午後:教育部	7/26	7/27	7/28 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/29 ①午前:福祉保健部 ①午後:福祉保健部	7/30 ②夜間:福祉保健部	7/31 ①午前:市民生活部 ①午後:市民生活部 ②午前:都市建設部 ②午後:都市建設部 ②夜間:福祉保健部

【各部担当枠数(土、日曜日の午前・午後)】

(上和泉)企画財政部:3 総務部:5 市民生活部(+選挙管理委員会・監査委員・農業委員会事務局):5 環境部:3
(岩戸)福祉保健部:4+α 子ども家庭部:3 都市建設部(+議会事務局+会計課):5.5 教育部:4

【備考】

- ・各部の日数は、管理職及び係長職の人数から算出しています。
- ・5/19～6/4は、福祉保健部で対応します。
- ・上和泉(平日)及び岩戸(夜間)は福祉保健部が担当します。